

令和6年 第2回定例教育委員会

令和6年2月21日（水）
午前9時00分から
宮代町役場202会議室

- 1 開会の宣言 教育長

- 2 挨拶

- 3 概要報告

- 4 事務局報告
 - (1) 教育総務関係 P 1
令和6年度教育予算（案）の概要【別添資料1】
 - (2) 学校教育関係 P 2
 - ア 3月の行事予定について
 - イ 3月の事業予定について
 - (3) 生涯学習関係 P 4
 - ア 3月の事業予定について

- 5 審議事項
 - 議案第1号 令和6年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について P 5
 - 議案第2号 宮代町いじめ問題調査専門委員の任命について P 6

- 6 協議事項
 - (1) 令和6年度教育行政における重点施策について【別添資料2】

- 7 その他

- 8 次回教育委員会について

- 9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和6年度教育予算(案)の概要について
【別添資料1を参照】

(2) 学校教育関係

ア 3月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
 小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(金)	第3回学校運営協議会(須) 前中生と語る会(6年)(百) 6年生を送る会(須・百・笠) 授業参観・懇談会(東)	県公立入試入学許可候補者発表(中)
2日(土)		県公立入試追検査(中)
3日(日)		
4日(月)	通学班編成・一斉下校(須)	
5日(火)		3年生を送る会(須・前) 性に関する講演会(3年)(前)
6日(水)	通学班編成・一斉下校(東)	県公立入試追検査入学許可候補者発表(中)
7日(木)		
8日(金)	6年生を送る会(東)	3年生を送る会(百) 3年生に学ぶ会(前)
9日(土)		
10日(日)		
11日(月)		3年給食終了(中) 3年生の話を聞く会(須) 3年生が語る会(百)
12日(火)		授業公開(全学年3組)(百)
13日(水)		卒業式予行(須・百・前) 授業公開(全学年4組、5・6組) (百)
14日(木)	卒業式予行(須・百・笠)	授業公開(全学年1組)(百)
15日(金)		卒業証書授与式(中) 第3回学校運営協議会(前)
16日(土)		
17日(日)		
18日(月)	ふれあいデー(須) 給食終了(小) 大掃除(須・百)	給食終了(中) 授業参観・保護者会(1・2年)(須) 保護者会(1・2年)(百)

	卒業式予行（東） 小中連携出前授業音楽等（6年の 授業参観兼ねて）（百）	授業公開（全学年2組）（百） 小中連携出前授業（前）
19日（火）	大掃除（東）	保護者会（1・2年）（前）
20日（水）	春分の日	春分の日
21日（木）	ふれあいデー（百・東・笠） 一斉下校（東）	ふれあいデー（須・百）
22日（金）	卒業証書授与式（小） 第5回学校運営協議会（東）	
23日（土）		
24日（日）		
25日（月）	小中連絡会（須・百・東・笠） 大掃除（笠）	小中連絡会（須・百・前） 大掃除（須・前）
26日（火）	修了式（小） 一斉下校（須・百・笠）	修了式（中） ふれあいデー（前）
27日（水）	学年末休業日	学年末休業日
28日（木）		
29日（金）	辞令交付	辞令交付
30日（土）		
31日（日）		

イ 3月の事業予定について（教育委員会）

日付	内 容	場 所
5日（火）	第3回いじめ不登校対策連絡会議	役場202会議室
5日（火）	日工大サイエンスプロジェクト（百間中2年）	日本工業大学
6日（水）	日工大サイエンスプロジェクト (須賀中・前原中2年)	日本工業大学
7日（木）	小中一貫教育推進委員会	役場202会議室
13日（水）	臨時校長会（一般教職員内示について）	役場204会議室
22日（金）	臨時校長会（管理職内示について）	役場204会議室
27日（水）	臨時校長会（辞令交付について）	役場204会議室
29日（金）	永年勤続退職者教育関係職員感謝状の手交	各学校

(3) 生涯学習関係

ア 3月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
3月9日（土） ～7月7日（日）	令和5年度 第3回企画展 「土器でみる一万年 宮代の縄文」 町内遺跡から出土した縄文時代草創期から晩期までの土器を展示し、土器の文様を中心に縄文土器がどのように変化したのかを紹介し、1万年以上に及ぶ縄文時代を知っていただく機会とする。	郷土資料館
3月10日（日） ※県主催	令和5年度彩の国21世紀郷土かるた 埼玉県大会 1月21日（日）に開催した宮代大会において、個人戦及び団体戦の各優勝者と準優勝者が県大会へ出場します。	日高市文化 体育館ひだ かアリーナ
3月13日（水） 10:00～11:30	みやしろ大学 第3回（全3回） シニア世代の方々に、学びや体験の機会を通して、生きがいや仲間づくり、地域での活躍のきっかけとさせていただくことを目的として開催する。 ●講義 「災害・防災と男女共同参画」 ●講師 With You さいたま （埼玉県男女共同参画推進センター）	図書館ホール
3月17日（日） 24日（日） 14:00～16:00	令和5年度 歴史講座 「縄文土器からみるヒトと社会」 企画展の開催に合わせて、縄文時代の概説と縄文中期の土器の変遷から、当時のヒトと社会の動きを見る講義を通して、郷土に対する理解や知識を深める機会とする。 ●講義及び講師 17日 「発掘された宮代の縄文時代」 宮代町発掘調査員 青木秀雄 氏 24日 「縄文時代中期の土器から見るヒトと社会」 元埼玉県埋蔵文化財調査事業団 細田勝 氏 ●定員 各回20名 ※2月14日から申込み ●費用 各回200円	郷土資料館

議案第1号

令和6年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について

別紙のとおり令和6年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認につき議決を求める。

令和6年2月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

令和6年度宮代町小中学校教職員人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、別紙のとおり提出するものである。

議案第2号

宮代町いじめ問題調査専門委員の任命につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町いじめ問題調査専門委員に任命することについて議決を求める。

令和6年2月21日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町いじめ問題調査専門委員に任命したいので、宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例第20条第3項の規定に基づき、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和6年2月21日から令和8年2月20日までとする。

宮代町いじめ問題調査専門委員名簿

任期 令和6年2月21日～令和8年2月20日

番号	職名等	氏名（よみがな）	備考
1	弁護士	鮎田 謙一（あゆた けんいち）	埼玉県弁護士会推薦
2	公認心理師	佐久間 純子（さくま じゅんこ）	埼玉県公認心理師協会推薦

【参考】

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例（抜粋）

<前略>

第3章 宮代町いじめ問題調査委員会

（設置）

第11条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第12条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）法第14条第3項に規定するいじめ防止等のための対策に関すること。

（2）法第28条第1項各号に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

（組織）

第13条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

（委員長及び副委員長）

第14条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第15条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査委員会における調査の内容、方法等は、会議において定める。

6 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（会議等の非公開）

第16条 会議及び調査の手続は、原則公開しない。

（任期）

第17条 委員の任期は、任命した日から第12条に規定する諮問事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第18条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会

が別に定める。

(準用)

第19条 第8条及び第9条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第9条中「連絡会議」とあるものは「調査委員会」と読み替えるものとする。

(学校における調査)

第20条 教育委員会は、重大事態等が発生した場合で、法第22条に基づく組織による調査が一定程度進んでいると認められるときは、学校を主体とする組織において調査させることができる。

2 教育委員会は、前項により学校を主体とする組織において調査を実施させる場合は、当該組織の中にいじめ問題調査専門委員（以下「専門委員」という。）を配置することができる。

3 専門委員は、法律、心理、教育等の専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

<以下、省略>